

【案件 2】青森市水防計画の修正（案）について

1. 青森市水防計画

青森市水防計画は、水防法第 33 条に基づき、青森県水防計画に応じて洪水や津波、高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図るため、水防に関する必要な事項及び具体的な実施要領を定めたものであり、水防計画を変更しようとするときは、あらかじめ、青森市防災会議に諮るものとし、計画を変更したときは、その要旨を公表するとともに、県知事へ届け出するものであります。

2. 青森市水防計画の修正理由

近年、全国各地において集中豪雨等による水害が多発していることを背景に、水防法及び国のガイドラインである「水防計画作成の手引き」が改訂されたことから、これを基に、青森県水防計画や青森市地域防災計画との整合を図りながら、本計画を修正します。

3. 旧計画と修正案の構成比較

旧 計 画	修 正 案
第 1 章 目的	第 1 章 総則
第 2 章 水防組織及び任務	第 2 章 水防組織
第 4 章 重要水防区域及び危険区域	第 3 章 重要水防箇所
第 6 章 気象に関する予報及び警報	第 4 章 予報及び警報
第 7 章 雨量、水位及び潮位の観測通報要領	第 5 章 雨量・水位等の観測、通報及び公表
記載なし	第 6 章 気象予報等の情報収集
記載なし	第 7 章 ダム・水門等の操作
第 5 章 水防通信	第 8 章 通信連絡
第 3 章 水防施設、第 13 章 その他（輸送）	第 9 章 水防施設及び輸送
第 8 章 水防体制、第 10 章 決壊等の通報 第 11 章 避難	第 10 章 水防活動
第 9 章 水防信号	第 11 章 水防信号・水防標識等
第 13 章 その他（応援）	第 12 章 協力及び応援
第 13 章 その他（公用負担）	第 13 章 費用負担と公用負担
第 13 章 その他（水防てんまつ報告）	第 14 章 水防報告等
第 12 章 水防訓練	第 15 章 水防訓練
記載なし	第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
参考資料	資料編

4. 主な修正内容

項目	修正根拠	主な修正箇所
第1章 総則		
1.1 目的	県水防計画との整合による修正	水防対象に「津波」を追加
1.2 用語の定義	県水防計画との整合により新たに追加	洪水予報河川や避難判断水位等の用語の定義を追加
1.3 水防の責任等		国、県や市などの責任、義務や事務内容を追加
1.4 水防計画の作成及び変更		水防計画の作成及び変更 について追加
1.5 津波における留意事項		水防活動時の避難時間の確保などについて追加
1.6 安全配慮		水防活動時のライフジャケット着用等の安全確保について追加
第2章 水防組織		
市の水防組織	市地域防災計画との整合による修正	機構改革による修正
第3章 重要水防箇所		
重要水防箇所	県水防計画との整合による修正	重要水防箇所の見直しによる修正
第4章 予報及び警報		
4.1 気象庁が行う予報及び警報	県水防計画との整合による修正	警報、注意報の発表基準の見直しによる修正
4.2 洪水予報河川における洪水予報	県水防計画との整合により新たに追加	氾濫発生情報等の発表基準の追加
4.3 水位周知河川における水位到達情報		氾濫発生情報等の発表基準の追加
4.4 水防警報		水防警報を行う河川及び発表基準を追加
第5章 水位等の観測、通報及び公表		
5.1 雨量の観測及び通報	県水防計画との整合による修正	新たな雨量観測所の情報について追加
5.2 水位の観測、通報及び公表		新たな水位観測所の情報について追加
第6章 気象予報等の情報収集	県水防計画との整合により新たに追加	雨量や水位観測所及び気象予報の入手先について追加
第7章 ダム・水門等の操作		
7.1 ダム・水門等	県水防計画との整合により新たに追加	市内のダムや排水機場の操作、連絡系統について追加
7.2 操作の連絡等		
7.3 連絡系統		
7.4 十川排水調整		
第8章 通信連絡		
8.1 通信連絡系統	市地域防災計画との整合による修正	水防活動時の通信連絡手段や災害時優先通信について追加
8.2 災害時優先通信の取扱い		
8.3 その他の通信施設の使用		
第9章 水防施設及び輸送		
9.1 水防倉庫及び水防資器材	県水防計画との整合による修正	土のうなど水防資器材数量の時点修正
9.2 輸送の確保	市地域防災計画との整合による修正	水防資器材を輸送する車両の調達等について修正
第10章 水防活動		
10.1 水防配備	市地域防災計画との整合による修正	市の配備体制について追加
10.2 巡視及び警戒	県水防計画との整合により新たに追加	洪水や高潮による出水時の巡視について追加
10.3 水防作業	県水防計画との整合による修正	新たな水防工法の追加
10.4 緊急通行	県水防計画との整合により新たに追加	緊急時における公共用地以外の通行について追加
10.5 警戒区域の指定		警戒区域への立ち入り禁止等について追加
10.6 避難のための立退き	県水防計画との整合による文言の修正	文言のみ修正
10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置		
10.8 水防配備の解除		
第11章 水防信号、水防標識等		
11.1 水防信号	修正なし	—
11.2 水防標識		

4. 主な修正内容

項目	修正根拠	主な修正箇所
第12章 協力及び応援		
12.1 河川管理者の協力 及び援助		国・県との重要水防箇所の合同巡視等の追加
12.2 下水道管理者の協力	県水防計画との整合により新たに追加	応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供等について追加
12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定		他市長村との相互応援について追加
12.4 警察官の援助要求	県水防計画との整合による文言の修正	文言のみ修正
12.5 自衛隊の派遣要請		
12.6 国及び県との連携	県水防計画との整合により新たに追加	河川の改修状況や重要水防箇所の情報共有について追加
12.7 企業等との連携	市地域防災計画との整合により新たに追加	企業や民間団体等への協力依頼について追加
12.8 住民、自主防災組織等との連携	県水防計画との整合により新たに追加	住民や自主防災組織等への協力依頼について追加
第13章 費用負担と公用負担		
13.1 費用負担	県水防計画との整合により新たに追加	水防管理者相互間での費用負担について追加
13.2 公用負担	県水防計画との整合による文言の修正	文言のみ修正
第14章 水防報告等		
14.1 水防記録	県水防計画との整合による文言の修正	文言のみ修正
14.2 水防報告		
第15章 水防訓練	修正なし	—
第16章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置		
16.1 洪水対応		
・洪水浸水想定区域の指定状況		洪水浸水想定区域の指定、公表状況について追加
・洪水ハザードマップ	県水防計画との整合により新たに追加	洪水ハザードマップの作成、周知について追加
・要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等		要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について追加
16.2 津波対応		
・津波災害警戒区域の指定		津波による警戒避難体制を特に整備すべき区域の指定について追加
・市町村地域防災計画の拡充	県水防計画との整合により新たに追加	津波災害警戒区域の指定に伴う市地域防災計画へ記載について追加
・津波ハザードマップの作成・周知		津波ハザードマップ作成・周知について追加
・避難促進施設に係る避難確保計画		要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成について追加
資料等	県水防計画、市地域防災計画との整合による修正	洪水予報伝達系統図や発表形式などを追加

5. 修正後の主な内容

項 目	主 な 内 容
第 1 章 総則	水防の目的や用語の定義、市の責務等
第 2 章 水防組織	水災時における市の水防組織
第 3 章 重要水防箇所	洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所等
第 4 章 予報及び警報	気象や水防に関する予報、警報の種類及び伝達系統等
第 5 章 雨量・水位等の観測、通報及び公表	雨量計や水位計の設置箇所及びその情報等
第 6 章 気象予報等の情報収集	気象予報や雨量、水位に関する情報収集
第 7 章 ダム・水門等の操作	ダム・水門等の情報及び連絡系統等
第 8 章 通信連絡	水防時における通信連絡施設や利用手段等
第 9 章 水防施設及び輸送	水防活動用資器材の備蓄状況や輸送方法等
第 10 章 水防活動	水防警報発表時の市の配備体制や水防団の作業内容等
第 11 章 水防信号・水防標識等	水防信号や水防活動時の標識等
第 12 章 協力及び応援	水防活動時の河川管理者や他水防管理団体、警察、自衛隊、企業等との協力体制
第 13 章 費用負担と公用負担	水防活動に要する費用負担や緊急時、現場にて市や水防団が行使できる権限
第 14 章 水防報告等	水防活動終了後の報告手順等
第 15 章 水防訓練	水防訓練の内容
第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	浸水想定区域の指定状況やハザードマップ、迅速な避難確保のための措置
資料編	各章関係資料